

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考え方のもと、社会からの信頼に立脚した持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの拡充に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2】

当社は、株主総会開催集中日を回避するとともに、新規年度毎の経営の体制を早期に確定させるため、株主総会の早期開催に努めております。そのため、法定の期限を遵守するかたちで招集通知の発送を行うこととしており、現時点では、早期発送及び発送前の電子的な公表は行っていません。

【補充原則1-2-4】

当社は、今後の株主構成を勘案し、必要に応じ、議決権電子行使プラットフォームの採用及び招集通知の英訳等の実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は、今後、海外機関投資家等の保有比率を勘案し、英語での情報開示の要否について検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、取締役会全体の実効性評価について、今後、評価手法とその開示の実施について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況につきましては、「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」として、次の当社ホームページにて開示を行っております。
<http://www.scroll.jp/ir/governance/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	2,841,600	8.28
スクロール取引先持株会	1,893,641	5.52
株式会社静岡銀行	1,261,917	3.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,211,500	3.53
スクロール従業員持株会	1,052,640	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	634,400	1.85
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	562,400	1.64
モリリン株式会社	550,754	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	547,600	1.60
日本生命保険相互会社	543,229	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村瀬司	他の会社の出身者													
越淵堅志	他の会社の出身者													
宮部貴之	他の会社の出身者													
鈴木一雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村瀬司				村瀬司氏は、コンサルティング業務及び企業での経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものであります。

越淵堅志		越淵堅志氏は、当社の主要取引先である日本生活協同組合連合会で平成17年6月から平成21年6月まで業務執行者である理事に就任しており、その後、平成27年6月まで業務執行に携わらない常勤監事に就任しておりました。 なお、当社と同組合は継続して日常的な営業取引があります。	越淵堅志氏は、日本生活協同組合連合会で理事に就任するなど組織運営の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものであります。
宮部貴之			宮部貴之氏は、衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業及び有店舗事業での経営者の経験があり、また海外生産及び輸入販売に関する幅広い知識と豊富な知見を有しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定するものであります。
鈴木一雄		鈴木一雄氏は、平成15年6月から平成23年6月まで株式会社静岡銀行の業務執行者でありましたが、現在は業務執行に携わっておりません。 なお、同行と当社間には、継続して定期的な銀行取引及び長期借入に係る取引がありますが、その規模並びに性質に照らし株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	鈴木一雄氏は、金融機関及びシンクタンクでの経験があり、財務及び業務執行に関する幅広い知識と豊富な知見を有しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

-

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、法定監査に関して監査等委員と会計監査人相互の協議はもとより、年数回開催する情報交換会を通じ、コミュニケーションを図っております。
監査等委員と内部監査部相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、方針に対する遂行業務の確認及び調整を実施できるような体制の整備を進めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬と当社業績及び株価との連動性を高め、株価変動のベネフィットとリスクを株主の皆様と共有することにより、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としてストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

付与対象者における従業員とは執行役員のことであり、業績向上に対する意欲及び士気を高めるため、当社取締役(社外取締役を除く。)に加え、執行役員に対しても、付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に区分して各々の総額を表示し、社外役員の報酬総額を開示しております。また、役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年5月27日開催の第75期定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、従来の報酬設定額及び業績の見通し等を勘案し、「月額200万円以内」、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、「月額800万円以内」とすることについてそれぞれ決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

経営統括部が事務局となり、経営会議での審議内容についても情報提供を行っております。社外取締役から求めがあった際には、執行部門の責任者等から、適宜説明や情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・当社は、監査等委員会制度を採用しているため、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しつつ、その補完機関として内部統制委員会や経営会議などを設置しております。

・取締役会は9名の取締役(うち4名は監査等委員である社外取締役)で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会は、月次の営業報告に加え、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項について審議を行うなかで、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、取締役の業務執行状況を監視し、監督します。なお、当社は、定款において、取締役全員の同意により書面決議により決議できること、また重要な業務執行の意思決定の一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

・当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。業務執行した公認会計士は、市村清氏及び唯根根三氏であり、同監査法人に所属しております。勤続監査年数につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しています。また、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、会計士試験合格者等2名、その他3名となります。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュールを内容とする監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期の四半期ごとに、四半期監査レビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、監査等委員会に対して報告しています。なお、以上の報告会には、経理を主管する経営統括部長が参加しています。

・内部統制委員会は、会社法や金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築し、運営する機関であり、代表取締役会長を委員長としてグループ全体のコンプライアンスやリスク管理、情報管理や業務の効率性を統括しております。当社は、内部統制委員会の統制活動を支えるために、社内規程を整備するとともに、取締役や使用人への教育を実施しております。

・経営会議は、原則として毎月1回以上開催し、業務執行取締役(必要に応じて監査等委員である取締役を含む。)及び関係者が出席し、取締役会から委託された事項(会社法の定める取締役会専決事項を除く。)の意思決定のほか、業務執行についての方針及び計画を審議し、決定し、管理しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にお越しいただくため、集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成29年5月30日開催の第76期定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
その他	招集通知を自社ホームページに掲載しております。 また、株主総会では、事業報告を画像やナレーションを用いるなど、より分かりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、当社をご理解いただき、適正にご評価いただくことをIR活動の目的としております。そのために、当社に関する重要な情報を、適時、正確、公平かつ継続的に開示することを基本方針としております。 東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、適時開示を行います。また、適時開示規則には該当しない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と思われるものについては、開示を行います。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算後、アナリスト・機関投資家向けに代表取締役会長による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.scroll.jp/ir/irpolicy/index.html)にて、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、業績概要、株主通信、IR説明資料、月次連結売上高等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は経営統括部経営企画課であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・1999年からアマゾンへ、2004年からはインドネシアも含め、お客様・取引先様・社員の協力のもと、海外への植林支援活動を行ってまいりました。そして、海外への植林支援活動が10年を迎えたことを契機に、社員が直接参加でき、社会貢献を身近に感じられる活動へと基本方針を転換、2009年1月30日付で静岡県と「しずおか未来の森サポーター」制度の協定を締結し、県と協働しての森づくり活動をスタートいたしました。 ・1994年に「公益信託スクロール女性ボランティア基金」を設立し、高齢者・障害者に対するボランティア活動を行う女性を中心とする団体への支援を行っております。これまでに延べ335団体に助成を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基準に基づき、東京証券取引所の提供するTDnet(適時開示情報伝達システム)への情報登録、プレスリリースの配信、自社ホームページへの掲載等、様々な手段を活用して、より多くの株主・投資家の皆様へ公平かつ迅速に情報が伝達されるよう努めております。 また、事業全般に関するお知らせ、IRニュース、CSR関連ニュース等を当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

監査等委員会設置会社への移行

平成28年5月27日開催の第75期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内及び監査等委員である取締役は、5名以内の旨定款に定めております。

現在は、取締役9名のうち、監査等委員である取締役は4名(すべて社外取締役)となっております。監査等委員である取締役による当社取締役会の監督機能の向上をはかり、経営の効率性を高め、当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ります。

監査等委員である社外取締役 村瀬司氏は、コンサルティング業務及び企業での経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。

監査等委員である社外取締役 越淵堅志氏は、日本生活協同組合連合会で理事に就任するなど組織運営の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。

監査等委員である社外取締役 宮部貴之氏は、衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業及び有店舗事業での経営者の経験があり、また海外生産及び輸入販売に関する幅広い知識と豊富な知見を有しております。

監査等委員である社外取締役 鈴木一雄氏は、金融機関及びシンクタンクでの経験があり、財務及び業務執行に関する幅広い知識と豊富な知見を有しております。

なお、当社は監査等委員である社外取締役4名全員につき、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定し、届け出をしております。

また、当該移行に伴う株主総会決議において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、従来の報酬設定額及び業績の見通し等を勘案し、月額200万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、月額800万円以内とすることが承認されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年5月30日開催の第76期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」について、その有効期間を3年間として承認され、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。以下、その概略をご説明いたします。

1. 基本方針の内容（会社の事業の方針等の決定を支配する者のあり方）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能なるべきものと考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としています。この価値はお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。当社は平成29年3月期を初年度とし、平成31年3月期を終了年度とする中期経営計画「みらい2018」をスタートさせております。「みらい2018」では、「事業ポートフォリオの構築と収益基盤の確立」と銘打ち、通販事業、化粧品事業、eコマース事業、ソリューション事業の各事業をしっかりと稼げる安定収益事業に育ててまいります。

3. 不適切な者によって事業方針等の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な者によって大規模買付行為が行われることを防止するため、その買付ルールを設けるとともに、その対抗措置を定めています。

(1) 大規模買付ルールの概要

(a) 意向表明書の提出

大規模買付を行うおとす場合には、大規模買付行為の概要を明示し、買付ルールに従う旨の表明のある意向表明書を提出していただきます。

(b) 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者の概要、買付の目的、買付後の経営方針等の情報を提供していただきます。

(c) 取締役会による評価

次に、当社取締役会は、情報提供を受けたのち60日間又は90日間のあいだに評価、検討、買付条件の交渉・協議、意見形成、代替案の提出などを検討し、実施します。なお、30日間を限度として検討期間を延長することがあります。

(d) 独立委員会への情報提供と勧告

当社は、当社取締役会が公正中立な判断をするために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、上記(a)～(c)に掲げる事項を行うときは、独立委員会に情報提供するとともに、独立委員会から提出される勧告を最大限尊重します。

(2) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

当社取締役会は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買付者の場合）には、対抗措置をとることもあります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で株主割当てによる新株予約権を発行するなどの対抗措置を決定することとします。

(c) 対抗措置を発動する手続き

当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する具体的措置の発動を決議するには、独立委員会に対しその発動の是非を諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重します。また、当社取締役会は、自らの判断により、又は独立委員会の勧告により、株主意識確認総会を開催することがあります。

4. 本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

本買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）が基本方針に沿い、企業価値・株主共同の利益に合致し、役員地位の維持を目的とするものではないことの理由は以下に掲げるとおりです。

(1) 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、また経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっています。

(2) 本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保、向上を目的としています。

(3) 継続的な情報開示を行い、透明性を確保しています。

(4) 本プランは、株主総会決議により導入されたもので、株主の皆様のご意思を反映したものです。また、対抗措置発動時にも株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認する場合があります。

(5) 取締役会の判断の客観性、合理性が確保されています。対抗措置発動の手続きを定め、独立委員会の勧告を最大限尊重し、そして適宜情報開示を取締役に義務づけております。

(6) デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）・スローハンド型（取締役会の構成員の交代

を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)の買収防衛策ではありません。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ(<http://www.scroll.jp/ir/governance/>)において開示しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. リスク管理体制の整備の状況

経営統括部内部統制担当が年に2回、各部門に対しリスクヒアリングを実施し、リスクの見直し及びリスクの軽減化を図るとともに、リスク発見時に迅速に対応できるよう管理体制の整備に努めております。リスク管理に関する内容については、内部統制委員会へ報告し、リスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当社は、第75期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

